

ご意見の内容及びご意見に対する考え方

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	第3章 4.	国は都道府県からの情報提供を受け、数か月内に有識者会議を開催して有望区域選定の議論を行っている。有望区域に選定しない理由として、系統が確保されていないことを挙げている海域も存在する。『国の要請に基づき』とあるが、どのタイミングで暫定的な系統容量を一般送配電事業者確保させるつもりなのかご教示いただきたい。都道府県からの情報提供を受けた後に国が一般送配電事業者に要請したとしても、接続検討だけで3か月を要するのが実情であるため、当該年度の有望区域選定の議論に間に合うとは思えない。そのため、国が要請するなら都道府県からの情報提供前である必要があると思うが如何か。そうであるなら、国はどのような情報に基づき、『当該促進区域に設置が見込まれる発電設備の規模』を想定するのかご教示いただきたい。	一般送配電事業者が暫定的に系統容量を確保することについて、国が電力広域的運営推進機関(以下、広域機関)に要請を行いますが、このタイミングは、協議会において促進区域の指定につき協議が整い、発電設備の規模およびそれに応じた系統容量を含む詳細な調査が完了した時期が、公平性・公正性の観点から適切と考えます。 また、本ガイドラインの改正案 第4章 2のなお書きに記載する調査を事前に行うことにより、当該促進区域に設置が見込まれる発電設備の規模を想定します。
2	第4章 2.	当該記載箇所は促進区域の指定に係る手続であるため、『(1)当該区域の促進区域の指定基準への適合性に関する情報』の収集は『促進区域を指定するに当たって』実施されるものと考えが正しい理解か。左記が正しい理解だとすると、有望区域の選定時において系統が確保されていないことから有望区域選定が見送られている海域がある中、『促進区域を指定するに当たって』国が行う『(1)当該区域の促進区域の指定基準への適合性に関する情報』の結果に基づいて①②の調査を実施するというのは矛盾するのではないか。①②の調査を国が行うとすれば、遅くとも有望区域選定に係る議論前に実施し、有望区域選定に係る議論を行う際は一定程度の調査結果を得ておく必要があると思料するが如何か。	なお、有望な区域の選定については、引き続き、ガイドラインに示す要件を満たしていることを条件として、確認してまいります。

3	第4章	2.	<p>現時点では、国による系統確保と事業者による系統確保の2つのルートが併存する形となっており、かつ、国が系統を暫定的に確保するのは、事業者により系統が確保されていない場合とされている。このような形では先行事業者が系統を確保するという形式が温存されることになり、セントラル方式の確立の阻害要因となりかねない。</p> <p>そのため、国が系統を暫定確保する方式が主であることが明確になるよう表現を改めるべきである。</p> <p>また、将来的には国が系統を確保する形式に一本化することを明記すべきである。</p> <p>さらに、暫定的にしばらくは2つのルートが併存する期間はいつまでなのか、事業者が系統を確保する形式をいつまで認めるのか明記すべき。</p>	<p>区域毎に系統確保のルートは異なり、既に事業者が系統を確保している区域については、事業者によって最適な容量や合理的な接続方法の検討が実施された可能性に配慮して事業者が確保した系統を活用し、系統が確保されていない区域については、円滑な促進区域指定のために、国の要請によって系統を確保する対応とします。</p> <p>当面は系統確保の形式が併存することになると想定されますが、将来的な形式については、頂いたご要望も踏まえて検討してまいります。</p>
4	第4章	2.	<p>発電施設から電力系統へ至る電線路(アクセス線)については、電源線あるいは発電事業者による自営線の選択としているが、その施設維持の責任は、一般送配電事業者、発電事業者の別はあるにせよ、いずれにしても発電事業者の費用負担によることとされている。このアクセス線の設立については、一般電気事業者にその責務を負わせ、増強工事もすべて一般負担として整備するようなルール改正が必要。</p>	<p>いただいた御意見は、今回の意見募集の対象ではないと考えますが、御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

5	第4章	2.	<ul style="list-style-type: none"> ・系統の空き枠を確保するために、国は全申込書の点検と、「空押しえ」が長期になっている事業者には、負担金の支払い督促と契約解除を早急に開始するよう指導する様な規定が必要。 ・系統枠は、県と事業者から情報が上がり「一定の段階に達している」と判断したらすぐに国が系統枠を確保し、有望区域に引き上げるというルールを作るべき。 ・すでに枠を確保している事業者がいる場合には、一旦国がその系統確保を取り上げ(負担金の返金は後日)、事業者が促進区域指定のために、国に権利譲渡することに合意することを促進区域指定の条件とするよう規定すべき。 	<p>1点目については、いただいた御意見は今後の政策の参考とさせていただきます。</p> <p>2点目については、国が広域機関に一般送配電事業者が暫定的に系統容量を確保することについて要請を行うのは、協議会において促進区域の指定につき協議が整い、発電設備の規模およびそれに応じた系統容量を含む詳細な調査が完了した時点が、公平性・公正性の観点から適切と考えます。</p> <p>3点目については、既に事業者が系統を確保している場合には、事業者と電力会社との間で接続契約が締結されている状況などが考えられ、これらを尊重する必要があります。そのため、促進区域指定にあたって、既に事業者が系統を確保している場合においては、既に系統を確保している事業者に対し、当該系統を公募のために活用すること(他の事業者が選定された場合は当該事業者に係る契約を承継すること)を確認することとしております。</p>
6	第4章	2.	<p>国が系統接続権を暫定的に確保する場合に、最大受電電力量はどのように設定するのか、その決定プロセスを明記していただきたい。基本的には公募参加者が立案する事業計画に委ねることとし、暫定的な確保においては、技術上考えうる最大値とすべきであると考えます。</p>	<p>本ガイドラインの改正案 第4章 2のなお書きに記載する①②の調査を踏まえ、当該海域に照らし合理的な発電設備の規模に見合う系統容量を確保します。</p>

7	第4章	2.	<p>国が確保する場合の系統情報はいつどのような形で開示されるのか明記していただきたい。</p>	<p>国による系統の暫定容量を確保するタイミングだけでなく、暫定容量の確保に係る調査を実施する際等に、系統容量規模や連系地点など必要な情報を適時に開示して参りたいと考えております。</p>
8	第4章	2.	<p>ここでいう国による暫定的な系統容量の確保には、都道府県が主体となって系統接続権を一本化することは含まれるのか明確にしていきたい。促進区域の指定においては、都道府県は主要なプレーヤーであり、都道府県がイニシアティブをとって系統接続権を一本化しようとする動きもありえると考えられる。したがって、都道府県による一本化の方式が許容されるのか否かを明確にしておくことは重要であると考えます。もし、都道府県による一本化が許容されないのであれば、その理由について開示いただきたい。</p>	<p>再エネ海域利用法第7条第1項に基づく基本方針において、電力系統の確保に係る施策の推進は国によるものとされていることから、一般送配電事業者が暫定的に系統容量を確保することについて、国が広域機関に要請することとしております。</p>
9	第4章	5.	<p>国が一般送配電事業者に要請して確保する系統と事業者が確保する系統で、接続契約手続きの進捗度合が異なるので統一が必要。国が要請して確保する系統も、促進区域指定の断面では、接続契約申込が完了されている必要がある。</p> <p>(一方、だれが接続契約申込を行うか?も明確ではない。一般送配電事業者が自ら契約申込を行う事になるのであれば、以下の修正案が考えられる)</p> <p>修正案:『・国が一般送配電事業者に要請して確保した系統については、発電設備の規模の見直しなど、接続契約の変更が必要となる場合は接続検討を再実施。』</p>	<p>促進区域の指定前に、一般送配電事業者が暫定的に系統容量を確保することについて、国が広域機関に要請を行います。</p> <p>一般送配電事業者により確保された暫定的な容量は、選定事業者の選定後に当該事業者によって接続契約が締結されることになるため、促進区域指定の断面では、接続契約申込が完了している必要はありません。</p>

10	第4章	6.	<p>当該記載箇所は促進区域の指定基準への適合性の判断であるため、『一般送配電事業者が暫定的に系統容量を確保すること及びそのための接続検討について、国が電力広域的運営推進機関に要請を行う』のは『促進区域の指定基準への適合性の判断』を行う時期と考えるが正しい理解か。左記が正しい理解だとすると、有望区域の選定時において系統が確保されていないことから有望区域選定が見送られている海域がある中、『促進区域の指定基準への適合性の判断』を行う時期に、『一般送配電事業者が暫定的に系統容量を確保すること及びそのための接続検討について、国が電力広域的運営推進機関に要請を行う』というのは矛盾するのではないか。『一般送配電事業者が暫定的に系統容量を確保すること及びそのための接続検討について、国が電力広域的運営推進機関に要請を行う』時期は、有望区域選定に係る議論前であるべきで、有望区域選定に係る議論を行う際は、電力広域的運営推進機関による検討結果を得ておく必要があると考えるが如何か。</p>	<p>一般送配電事業者が暫定的に系統容量を確保することについて、国が電力広域的運営推進機関(以下、広域機関)に要請を行います。このタイミングは、協議会において促進区域の指定につき協議が整い、発電設備の規模およびそれに応じた系統容量を含む詳細な調査が完了した時期が、公平性・公正性の観点から適切と考えます。</p> <p>なお、有望な区域の選定については、引き続き、ガイドラインに示す要件を満たしていることを条件として、確認してまいります。</p>
11	第4章	6.	<p>次の文章の追記をお願いいたします。</p> <p>『国による暫定的な系統容量を確保すること及びそのための接続検討の要請は、事業者により既に実施されている同様の作業の遂行を妨げるものではない。また、送配電会社は、国による要請を理由に、事業者による当該関連作業を中断あるいは中止してはならない。』</p>	<p>既に事業者によって系統が確保された区域において、国の要請による系統確保を行うことは想定しておりません。また接続検討は事業者と電力会社との間での合意のうえ実施される手続きであり、これらを尊重する必要があります。</p> <p>なお、本ガイドラインは再エネ海域利用法に基づく促進区域指定の基準や手続きを記載するものです。一般送配電事業者が行う系統の接続検討等の手続きを定めるものではありません。</p>

12	第4章	6.	<p>「複数の事業者による重複確保を極力回避し、公平性、公正性を確保するため、(中略) 暫定的な系統容量を確保すること及びそのための接続検討について国が要請を行うものとする。」との記載について、国は複数の事業者による系統の重複確保をどのようにして予見するようにお考えでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで広域機関および一般送配電事業者においては、接続検討回答時には発電場所の地点重複の可能性については言及できず、契約申込後または一括検討プロセスにおける再接続検討申込(保証金支払)後でなければ地点重複の有無について言及できない、とのスタンスでしたが、国によるプッシュ型の系統確保導入後はこのスタンスが変更となる(契約申込前(=系統の暫定確保前)又は一括検討プロセスの開始前に国へ発電場所の地点重複に関して報告を行う)という理解でよろしかったでしょうか？ ・国による風況調査等が開始された後においても、事業者による海底ボーリング等の調査工事はこれまでと同様に実施可能という理解で正しいでしょうか？ 	<p>公募に活用される系統確保の方法が、事業者による系統確保のみの場合、促進区域における重複の可能性は払拭されませんが、事業者が系統を確保せずとも、予め国が暫定的な系統容量の確保を要請する方法での系統確保を可能とすることで、複数の事業者による重複確保を極力回避していく考えです。</p> <p>なお、当面は系統確保の形式が併存することになると想定されますが、将来的な形式については、今後検討してまいります。</p> <p>また、事業者による海底ボーリング等の調査工事に関していただいた御質問は、今回の意見募集の対象ではないと考えますが、事業者の責任において実施することは妨げないものと考えます。</p>
----	-----	----	---	---

13	その他	<p>現在のガイドラインの中に、「文化」という言葉はほとんど登場しません。これは、他国のガイドラインに比べると、異質なものになります。水中に存在する文化遺産に対し、何の敬意も払っていないどころか、その存在すら想定していないかのように見受けられます。</p> <p>四方を海で囲まれたわが国ですが、水中に存在する文化遺産に関する関心は高くありません。</p> <p>世界では、水中遺跡の保護は常識です。日本ではほとんど取り組みが行われていません。文化庁が水中遺跡の保護に掲げた予算は数千万円。韓国では、水中文化遺産に特化した国立の研究所・博物館が 2 施設あります。他国では、50？60 年前から日本の 3？4 桁以上の予算を毎年水中遺跡の保護に充てています。</p> <p>例えば、トーゴ(海岸線 60 キロ 識字率 70%)では、義務教育で水中文化遺産の保護を教えています。それが、世界のスタンダードです。日本では大学でも水中遺跡・水中考古学について聞く機会がなく、NHK のニュースキャスターも「水中考古学という学問を初めて聞きました」と言う次第です。中国では水中遺跡の調査ができる人材が 100 名程度いますが、それでも専門家が足りないという状況です。日本では、博士号取得者は 3 名ですが、アルバイトで生活費を補っている状況です。</p> <p>じつは、現在、世界では洋上風力発電に伴う環境アセスで水中遺跡発見のブームです。デンマークやイギリス、オランダでは、各国で数万件の遺跡が発見されています。一方、これまでわが国で海洋開発に伴うアセスで発見された水中遺跡は、ありません。</p> <p>ユネスコ、SDGsなど水中文化遺産の保護を訴えています。</p> <p>世界の水中遺跡の 9 割は海洋開発に伴うアセスメントにより発見されてい</p>	<p>本ガイドラインにおいて、促進区域指定にあたっては、関係行政機関の長に協議し、当該指定をすることについて各行政機関の立場から支障がないことを確認することを定めております。</p> <p>これに基づき、促進区域指定にあたっては、文部科学大臣にも協議を行っています。</p>
----	-----	---	---

		<p>ます。日本には、アセスを行っていないため、水中文化遺産の9割は確実に消滅の危機にあります。</p> <p>残念ながら、これが日本の遺産の破壊だけであれば、それほど問題にはならないのですが、日本の海の周りには他国が所有権を主張する遺跡、文化遺産として保護を求めている遺産が数多く存在しています。スペインのガレオン船、アメリカ海軍の船、オランダの船など数千の沈没船が存在しています。これらの遺跡の破壊が明るみに出た際には、国際的な問題に発展します。イスラム過激派がバーミヤンの遺跡の破壊で批判を受けていましたが、同様に日本政府が批判を受けることは避けられません。</p> <p>国際社会において、他国の遺産を尊重していない行為とみなされます。1830年代に、すでにギリシャでは水中文化遺産を保護する法律が制定されていることもありますし、日本の政府が知らなかったで済む問題ではありません。国際社会で水中文化遺産の保護がある程度認知がされてから200年経過しているのに、何も対策をしていないという事実が何を意味しているか、真意に考える必要があります。</p> <p>国際社会からの批判を防ぐためにも、環境アセスメントに文化遺産の有無の確認を実施することが重要であると考えます。他国が大切に思う遺産を一度破壊してからでは、取戻しはつきません。事前に発見し、破壊を食い止める必要があります。</p> <p>アセスメントの方法としては、従来の地質探査とそれほど変わるものではありません。私がここで訴えたいのは、危機感です。現在、日本の周りの周知の遺跡は数百件です。これを、25年後までに数万件にしないと、世界最大の文化遺産破壊大国になることは確実です。</p> <p>これを食い止めることができるのは、海洋環境アセスメントに、文化遺産の</p>
--	--	--

		<p>項目を組み込むことが必要となります。陸の文化遺産の保護は、これまでの実績があり、遺跡の保護を行う体制が整っています。しかし、水中という環境は、陸とは異なるマネジメントを行なう必要があります。</p> <p>日本の文化遺産保護は地方自治体を中心となっています。しかし、地方には新たに水中遺跡をマネジメントする力・予算・ノウハウは育っていません。アセスメントを地方自治体と協力して行なうことにより、文化遺産保護の体制が育っていく環境が整えられます。アセスメントのデータを自治体と共有し、遺跡のある場所をデータベース化していくことなど様々な方法が考えられます。</p> <p>具体的な方法などについては、検討が必要であり、ここでは割愛させていただきます。</p> <p>重要なのは、現在のままでは日本は「他国の文化遺産をも破壊する国」といわれなくても言い返すことができない状況にあることです。そのためには、環境アセスメントに「文化という資源」を組み込むことが求められています。</p> <p>海と人類の未来を見るには、これまでの「我々と海」の関係を学ぶ必要があります。その関係を学ぶための物的証拠が残っている、海。その物的証拠を直接調べることができる唯一の学問が水中考古学です。</p>	
--	--	---	--